

岡崎公園自動販売機設置に係る仕様書

この仕様書は、岡崎公園における飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置について、自動販売機設置業者に求める仕様を示したもの。

1 設置場所

グループ	台数	最低販売手数料率
A	3	25%
B	3	25%
C	2	25%
D	1	15%

※設置の詳細は「図面」にて記載。

※但し、販売価格（消費税 8%）から算出した税別金額に対して販売手数料を乗じて、その販売手数料（税別）に消費税 10%を加算する。円未満は切り上げとする。

2 設置条件等

- (1) 販売価格は通常市販価格を超えないこと。
- (2) 販売手数料率は、グループごとに自動販売機設置業者が提示した販売手数料率とする。
- (3) 新たな硬貨または紙幣が発行された場合は、使用できるよう遅滞なく対応すること。
- (4) グループ B の自動販売機に関しては、ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (5) グループ D の自販機に関してはアイスクリーム自動販売機とすること。
- (6) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用は自動販売機設置業者の負担とする。電気工事及び給排水工事が必要な場合は、現地確認し、自動販売機設置業者にて実施する。
- (7) 自動販売機に係る光熱水費は、施設管理者が負担する。

3 使用済み容器の処理について

- (1) 自動販売機の設置において、商品の使用済み容器の回収箱を設置するものとする。
- (2) 回収箱の設置については、設置スペースの許す限り容器の分別、排出が円滑に行えるよう、容器の種類ごとに回収箱を設置するものとする。設置場所・設置スペース等の詳細については「図面」を確認すること。
- (3) 回収箱は、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するものまたはそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図るよう努めること。
- (4) 使用済み容器の回収・処理は、定期的に行い、周辺環境美化に努めること。
- (5) 万が一、周辺環境美化が不十分と施設管理者が判断し、自動販売機設置業者へ改善

の指示があった場合は遅滞なく改善すること。

- (6) 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

4 安全への配慮について

- (1) 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- (2) 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を取るなど、安全面に十分に配慮すること。
- (3) 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会)を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。

5 使用上の制限

- (1) ビン類の販売は行わないこと。
- (2) 酒類・タバコの販売は行わないこと。
- (3) 設置期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに施設管理者に書面により通知すること。
- (4) 商品補充及び自動販売機維持管理等を行う時間及び公園内での経路は、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、施設管理者の指定場所へ駐車すること。
- (6) 自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料または食品の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。ただし、施設管理者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (7) 消費税増税等により標準小売価格が値上げされた場合は、販売価格の値上げは妨げないものとする。その場合は施設管理者へ事前に協議すること。

6 自動販売機の維持管理等

- (1) 商品補充及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は自動販売機設置業者が行ない、商品の売切れ、つり銭切れ等がないようにすること。
- (2) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、自動販売機設置業者の責任において対応すること。
- (3) 自動販売機設置業者は、専門技術者による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

7 原状回復

設置期間満了または、設置期間途中での契約の解除された場合は、速やかに原状回復しなければならない。

8 自動販売機設置に伴う事故

施設管理者の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置業者がその責めを負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 施設管理者の責めに帰することが明らかな場合を除き、施設管理者はその責めを負わない。
- (2) 自動販売機設置業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 報告書の提出

- (1) 商品の月売上本数及び月売上金額について、毎月施設管理者に報告書を提出すること。
- (2) 自動販売機の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告をすること。

11 契約の解除

契約後に自動販売機設置業者が契約内容に違反したときまたは応募資格を満たさなくなった場合は、契約期間中であっても、契約の解除を求めることがある。

12 その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、施設管理者と自動販売機設置業者の協議によって決定するものとする。